

下水道法に基づき、

## 有害物質等が下水道に流入した時にはご連絡下さい。

(特定事業場において、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生した場合における応急の措置、及び公共下水道管理者への届出の義務付け)

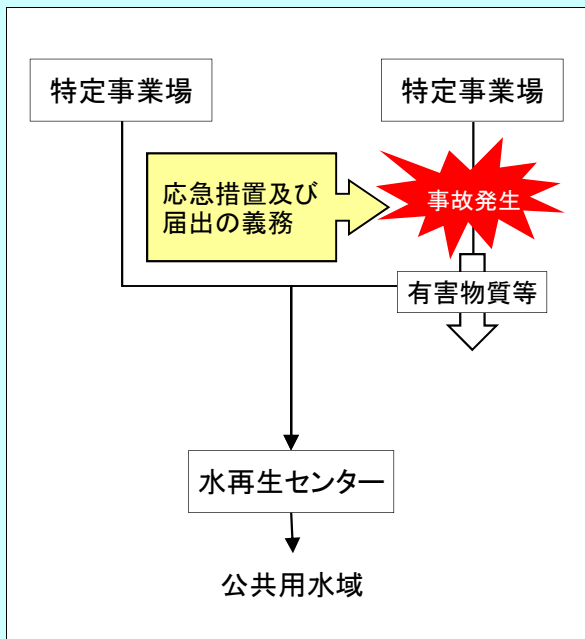
### ○有害物質等流入事故とは

- ・有害物質等流入事故とは、自然災害等発生原因を問わず特定事業場内において除害施設等の機能の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミスにより、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入するような事態です。

### ○平成17年11月～下水道法改正後

- ・特定事業場における事故時の措置が義務付けられました。
- ・特定事業場で事故が発生した場合には、事故時の応急の措置、及び公共下水道管理者への届出が必要です。
- ・適切な応急の措置が講じられていない場合には、公共下水道管理者が応急の措置を講ずべきことを命じます。
- ・応急の措置の命令に違反した場合、罰則が適用されます。

#### 【事故時の措置の概要】



#### 【特定事業場へのお願い】

- ① 公共下水道内の事故に関する情報を集約し、公共下水道管理者に届出する管理担当者を定めてください。
- ② 事故が発生した場合には、必ず、下記までご連絡ください。  
〔宇都宮市上下水道局 下水道管理課〕  
**TEL:028-633-3392**  
**(夜間・休日時:028-633-3195)**
- ③ 事業場で予め、事故時の応急の措置を定めておいてください。  
→ 応急の措置が分からない場合はお問合せください。

宇都宮市上下水道局